

中小企業者・小規模事業者の設備投資を支援します！



奥州市 中小企業・小規模事業者

設備導入支援 事業補助金



物価高騰や人手不足が続くなか、中小企業等の経営基盤の強化を図る事を目的として、中小企業者・小規模事業者に対して生産性向上に資する設備投資などにかかる経費の一部を助成します。

補助対象者

奥州市内に事業所を有する「**中小企業者及び小規模事業者**」

「市税を滞納していない事」等の要件もございますので、チラシ裏面の「[支給対象事業者の要件](#)」を必ずご確認ください。

対象とならない事業者

- ・大企業及びみなし大企業
- ・農業、林業、漁業収入を主とする事業者
- ・政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- ・社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）等

補助対象経費

「設備」は1品、
「工事等」は1箇所のみ
対象となります。

下記①～③の経費であって、令和8年4月1日から11月30日までの間に支払が完了したものが対象（※一部前払いについても対象となる場合がありますので、お問い合わせ下さい。）

- ①市内施設における事業用の省エネ設備若しくは生産性向上に資する機械・装置・備品の新規取得に係る経費
- ②店舗等の改装に係る経費
- ③LED照明の導入に係る経費

手続きについては裏面をご覧ください

補助対象とならない経費

- ・中古品の取得に係る経費
- ・国、県及び他自治体の補助金の対象となっている経費
- ・複数の設備等の導入及び複数箇所での改装工事等

申請受付期間

令和8年**5月18日(月)**から**11月30日(月)**まで

※ただし、予算の上限に達し次第終了します

補助金額



中小企業者設備導入支援

最大 **200万円**

[補助対象経費の1/2以内]

※単品価格税抜き100万円以上が対象

小規模事業者設備導入支援

最大 **50万円**

[補助対象経費の3/4以内]

※単品価格税抜き10万円以上が対象

注意

- ◎小規模事業者も「[中小企業者設備導入支援](#)」に申請する事は可能です。ただし、中小企業者設備導入支援は「[従業員へ賃上げ方針を表明することが要件](#)」となるため、従業員を雇用していない小規模事業者は当該要件を満たせないため申請出来ませんのでご注意ください。
- ◎中小企業者は、小規模事業者の定義に当てはまらないため「[小規模事業者設備導入支援](#)」への申請は出来ません。

お申込み・お問合せ先

奥州商工会議所

本 所 / 奥州市水沢東町4 TEL 24-3141
江刺支所 / 奥州市江刺大通り3-14 TEL 35-2514
胆沢支所 / 奥州市胆沢若柳字相馬檀144 TEL 46-3131
衣川支所 / 奥州市衣川古戸403-6 TEL 52-3518

前沢商工会

奥州市前沢字七日町裏71
奥州市前沢総合支所2階
TEL 56-2105

申請方法

下記にある必要書類を表面記載の窓口までご持参いただくか、ご郵送下さい。

①申請に必要な書類

- 奥州市設備導入支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式1-1、1-2号)
- 奥州市設備導入支援事業計画(実績)書(様式2-1、2-2号)
- 奥州市設備導入支援事業補助金誓約書(様式4-1、4-2号)

上記書類につきましては、中小企業者設備導入支援と小規模事業者設備導入支援で用紙が異なりますのでお間違いのないよう所定の用紙にご記入下さい。

②添付書類

- 補助対象経費の支払いを証明する領収書等の写し
- 設備設置後又は工事完成後等の写真
- 直近の決算書
 - 個人:令和7年分確定申告書の写し(第1表のみ)
 - 法人:直近事業年度確定申告書の写し(別表1のみ)
 - 新規創業者
 - 個人:個人事業の開業・廃業届出書の写し 法人:履歴事項全部証明書の写し

法人・個人共に「確定申告書類」の写し

- 個人:確定申告書(1枚目のみ) ○法人:確定申告書(1枚目)、法人事業概況説明書(表とウラ)

個人



法人



申請書類の留意点

新規創業者

- 個人:「開業届」の写し ○法人:「法人履歴事項全部証明書」の写し

支給対象事業者の要件

- ①対象となる分類に該当する事業を営んでおり、補助金の交付年度の翌年度以後も当該事業を継続する意思を有すること。
- ②市税を滞納していないこと。
- ③(※中小企業者に限る)従業員へ賃上げ方針を表明すること。
- ④所得税法(昭和40年法律第33号)又は法人税法(昭和40年法律第34号)に基づく申告を行っていること。
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- ⑥代表者及び役員が奥州市暴力団排除条例(平成27年奥州市条例第20号)に規定する暴力団員でない者であり、それらと密接な関係を有しない者であること。
- ⑦会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。
- ⑧関係法令を遵守していること。

〔中小企業者と小規模事業者の区分〕

業種	中小企業 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業 運搬業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

実施要項・申請書類は下記ホームページから

奥州商工会議所 <https://www.oshucci.com/>
前沢商工会 <https://www.shokokai.com/maesawa/>

設備導入支援事業補助特設サイト

本補助金の詳細や公募要領、
申請用紙等はこちらのQRコードからも
ご覧いただけます。

